

公 告

「企業ガイドブックおのみち 2027」制作業務委託について、プロポーザル方式による受託事業者の公募を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1. 業務概要

(1) 業務名

「企業ガイドブックおのみち 2027」制作業務

(2) 業務内容

別紙「企業ガイドブックおのみち 2027」制作業務委託仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(4) 委託料上限額

2,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事務局（書類提出及び問合せ先）

尾道市産業部商工課商政係

〒722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号

電話：0848-38-9183 FAX：0848-38-9293

電子メール：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

受付時間：市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2. プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本件業務について十分な業務遂行能力を有し、委託者との連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (2) 尾道市における令和 7 年度物品購入等、業務委託競争入札参加資格を有する者であること。また、本プロポーザル実施に係る公告日から企画提案選定委員会開催日までの間において、入札参加資格の指名除外を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 尾道市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

業務委託仕様書等の内容に関して質問がある場合は、簡易なものを除き、仕様書等に関する質問書（別記様式1）に記入のうえ、令和7年6月13日（金）までに電子メール又はFAXで提出すること。

(2) 質問に対する回答

回答は質問者に対して直接行う。また、事務局において令和7年6月20日（金）まで供覧するとともに、尾道市ホームページに掲載する。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 企画提案参加申込書（別記様式2）	1部
② 見積書 ・積算内訳の明細を記載し、代表者印を押印 ・掲載料収入（143万円）を差し引いた見積りとする。	1部
③ 応募者の概要 ・設立年月日、資本金、社員数、主な事業内容など ・本件委託業務にあたる人員・業務体制など ・過去3年以内に実施した類似事業の実績	8部（正本1部＋副本7部）
④ 同種の企業ガイドの過去の制作実績がある場合、冊子の現物見本（任意提出）	各1部 （プロポーザル終了後に返却）
⑤ 企画提案書（プレゼンテーション対象） ・冊子については、完成形がイメージしやすいよう、具体的なデザイン・構成の見本を作成すること。 ・ホームページについては、Web上の展開構成がイメージできる概要で差し支えない。	8部（正本1部＋副本7部）

※応募者の所在地及び会社名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

※企画提案内容は、1社につき1案とする。

(2) 提出期限

令和7年6月23日（月）午後5時 【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、到着確認のため電話連絡すること。）

(4) 注意事項

- ① 提出書類は返却しない。なお、企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
- ② 企画提案書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も辞退届を提出すること。
- ③ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

5. 審査方法

(1) 1次審査（書類審査）

提出書類①②③④をもとに、事務局において1次審査を行う。応募者が4者以上の場合は、1次審査の評価により、2次審査に参加できる応募者を3者までに選定する。

2次審査への参加可否については、決定後、個別に通知するものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

企画提案について、次のとおり応募者によるプレゼンテーションを行う。提出書類⑤及びプレゼンテーションをもとに、企画提案選定委員会の委員が評価を行う。

- ・実施日：令和7年7月2日（水） ※詳細は別途通知する。

- ・説明時間は、企画提案 15 分以内、質疑応答 10 分程度とし、1 社 25 分程度とする。
- ・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類の内容に限る。

(3) 受託候補者の選定

企画提案選定委員会において、1 次審査及び 2 次審査の評価による最上位の者を受託候補者として選定する。最上位者が複数の場合又は応募者が 1 者の場合には、委員会で協議の上、受託候補者を選定するものとする。ただし、審査の結果によっては、いずれも採用しないことがある。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して書面にて通知する。なお、審査内容及び審査結果についての質問及び異議申立ては受け付けない。契約の締結後、速やかに応募者名及び審査結果を尾道市ホームページにて公表する。

(5) 審査項目

1 次審査 (書類審査) 提出書類①②③④	【企画提案の実現性及び見積額】 ・事業計画、作業工程、実施体制 ・類似の事業実績（3 年以内）、業務遂行能力 ・見積額の優位性（安価であるか）、積算の合理性
2 次審査 (プレゼンテーション) 提出書類⑤	【事業の理解度】 ・事業目的及び内容に対する理解度・共感度 【企画提案の優位性】 ・表紙・裏表紙のデザイン・構成 ・尾道市の魅力紹介ページのデザイン・構成 ・若手社員インタビューページのデザイン・構成 ・企業紹介ページのデザイン・構成 ・ホームページの構成、閲覧の利便性 ・提案内容の具体性・実現性、創意・工夫 ・委託仕様書との準拠 ・事業受託に向けた意欲（提出書類の完成度、プレゼンテーションでの姿勢）

6. その他

- (1) 企画書提案公募への参加に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案にあたり、企画提案選定委員会への不当な働きかけは、一切禁止する。
- (3) 契約を締結する場合においては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、尾道市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 5 条に規定する免除条件に該当する場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、尾道市と協議のうえ、一部を委託することができる。

7. スケジュール

- 6 月 13 日（金） 質問書の受付期限
- 6 月 23 日（月） 応募の受付期限（参加申込書・企画提案書等の提出）
- 7 月 2 日（水） プレゼンテーション、企画提案選定委員会開催
- 7 月 3 日（木） 審査結果の通知・公表

8. 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等については、尾道市ホームページに掲載する。

【尾道市ホームページ】 URL : <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp>
 トップページ>しごとの情報>産業振興>雇用・労働支援
 トップページ>組織でさがす>商工課>雇用・労働